

社会保障審議会 介護給付費分科会（第232回）	資料 6
令和 5 年11月27日	

## その他【高齢者虐待の防止、送迎】（改定の方向性）

厚生労働省 老健局

# 目次

---

1. 高齢者虐待防止の推進	2
2. 送迎	33

# 高齢者虐待の防止

1. これまでの分科会における主なご意見
2. 論点及び対応案
3. 参考資料



1. これまでの分科会における主なご意見

2. 論点及び対応案

3. 参考資料

# これまでの分科会における主なご意見(高齢者虐待の防止)①

※ 第217回以降の介護給付費分科会で頂いたご意見について事務局において整理したもの

## <高齢者虐待の防止>

### (高齢者虐待防止の推進)

- 高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況において、委員会の設置と担当者の設置が訪問系・通所系では低い割合になっており、更なる体制整備のため、対策を講じるべきではないか。
- 高齢者の虐待防止、事故発生防止に関する改定に関しても、実施状況等を踏まえて対応することが必要ではないか。
- 虐待防止を図るべき様々な施策が実施されており、各施策が確実に実施されるよう、さらなる支援や周知を進めることが重要ではないか。
- 虐待防止において、養介護施設従事者等には認知症や介護についての知識を深めるとともに、介護業務への負担軽減を図り、養護者においても、いつでも適切な介護サービスを受けられる体制であることが重要ではないか。

### (身体的拘束等の適正化等)

- 病院で身体拘束をされている方が、介護施設に入所となって、ケアの方法や環境調整で、病院で行われていた身体拘束が不要というケースがある。その工夫・技術などを横展開し、トリプル改定に向けて、分野を超えて広く身体拘束廃止に取り組むことが重要ではないか。
- 身体拘束のガイドラインの創設から20年以上経過しており、医療依存度が高くなるなど、患者像も若干変化しているので、病院における身体拘束廃止の推進と併せて、ガイドラインの見直しが必要ではないか。

### (調査・公表)

- 虐待の判断件数が高止まりしている状況であるが、コロナ禍開けでしっかりと再調査するべきではないか。また、親族等からの経済的虐待については、当事者同士も気づきにくく、認知症の方への経済的虐待についても調査をしてはどうか。
- サービス種別ごとの虐待の発生率の差や、虐待が起きる時間帯等のデータを調査することが、今後、人員の配置基準等の議論の際に参考になるのではないか。
- 全国の介護施設や事業所などで発生した虐待の状況を統計的に把握し、定期的に公表するような仕組みが重要ではないか。

## これまでの分科会における主なご意見(高齢者虐待の防止)②

※ 第217回以降の介護給付費分科会で頂いたご意見について事務局において整理したもの

### <高齢者虐待の防止>

(虐待の発生原因・対策)

- 虐待の主な発生原因として、教育、知識、介護技術等に関する問題や、ストレスや感情のコントロールの問題が指摘されていることから、介護事業所・施設側が介護職の現場での対応力を向上させ、介護の質を高めていくため、国として人材育成や就業環境の整備を行うことが重要ではないか。
- 虐待防止対策として、介護労働者が利用できるカウンセリング等の相談機関が十分に機能していないのではないかと。相談機関や職場に相談できる人がいて、介護に従事する職員の精神的な負担を軽減するような場の検討が必要ではないか。
- 職員のメンタルヘルスの保持、そして管理者のマネジメントを支援するという視点から、組織・事業所における対応や、外部の専門家とも連携した取組、教育や相談体制などについての助言を受ける仕組みも重要ではないか。

(その他)

- 虐待に関する実態を把握し、その情報を施設や事業所に提供し、ケーススタディーや職場内の合意形成に役立てていくことが重要である。
- 高齢者権利擁護について、看護師は施設等において配置が少ない職種であるため、看護師に対する研修の参加の支援も重要ではないか。

1. これまでの分科会における主なご意見



2. 論点及び対応案

3. 参考資料



論点1. 高齢者虐待防止の推進 .....	9
論点2. 身体的拘束等の適正化の推進 .....	12

# 論点① 高齢者虐待防止の推進

## 論点①

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止については、令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者を対象に、高齢者虐待防止措置（虐待の発生又はその発生を防止するための委員会の設置、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）を義務付け、3年間の経過措置期間を経て、令和6年4月より義務化することとしている。
- 令和5年度に行った調査によると、高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況は、「実施済み」及び「令和5年度内に実施予定」をあわせて、いずれの項目も概ね9割前後となっているが、サービス種別によって多少の差があり、居宅系サービスのうち福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅療養管理指導については8割に達していない。
- 高齢者虐待の通報・判断件数が高止まりをしていること等を踏まえ、利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより一層推進する観点から、どのような対応が考えられるか。

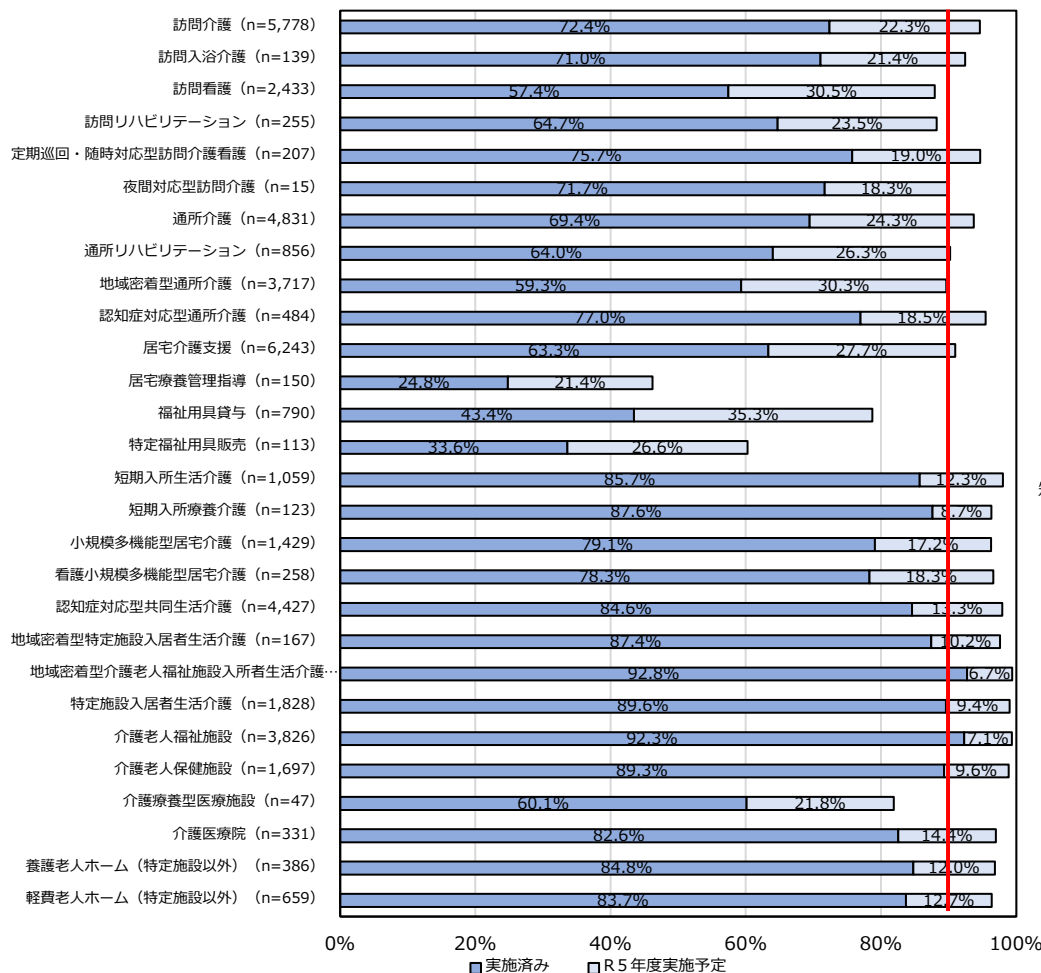
## 対応案

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより一層推進する観点から、運営基準における高齢者虐待防止措置がとられていない場合は、基本報酬を減算することとしてはどうか。  
ただし、
  - ① 福祉用具貸与・特定福祉用具販売については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、令和8年度末までの期間については減算の対象とせず、関係団体を通じて具体的な取組例を周知するなど体制整備に向けてさらなる対応を行うこととしてはどうか。
  - ② 居宅療養管理指導については、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する周知が不足していると考えられること等を踏まえ、令和5年度末までとされている義務化に係る経過措置期間を令和8年度末まで延長し、体制整備に向けて関係部局と連携を図ることとしてはどうか。
- また、介護サービス事業所における、ハラスメント等のストレス対策に関する研修や職員からの相談支援について、国の補助により都道府県が実施している自治体向けの事業を活用できることを明確化してはどうか。

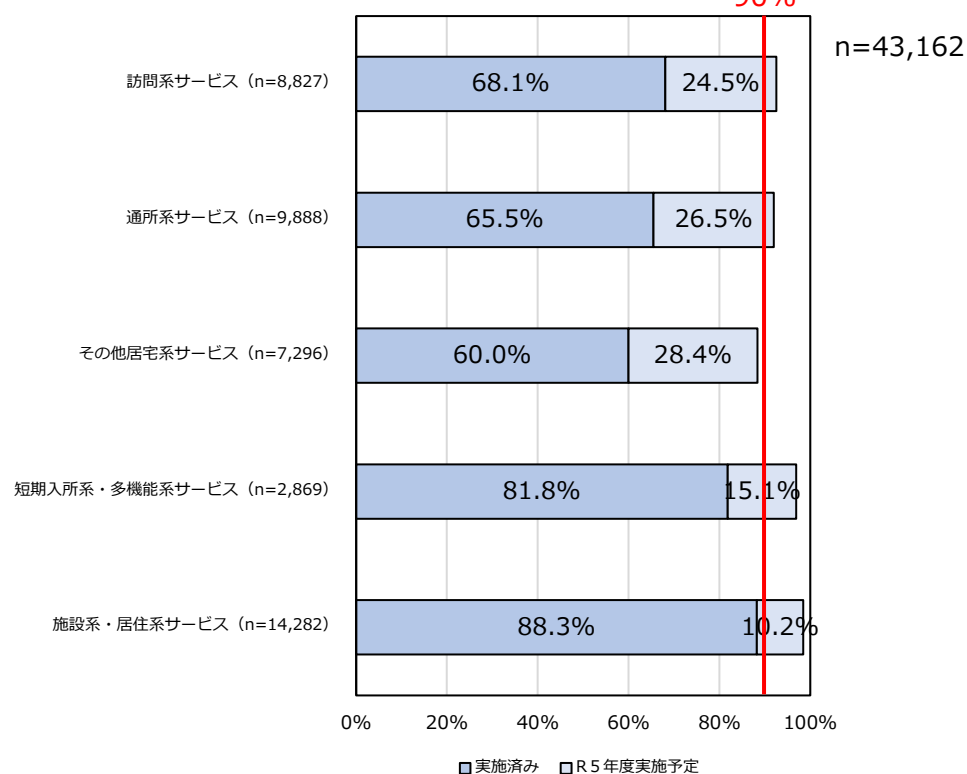
# 介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況（令和5年度）

○ 令和5年度に行った調査によると、高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況は、サービス種別によって多少の差はあるものの、概ね9割前後となっているが、居宅系サービスのうち居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売については8割に達していない。

高齢者虐待防止措置に関する体制整備状況（令和5年度）  
（サービス別）



高齢者虐待防止措置に関する体制整備状況（令和5年度）  
（サービスカテゴリー別）



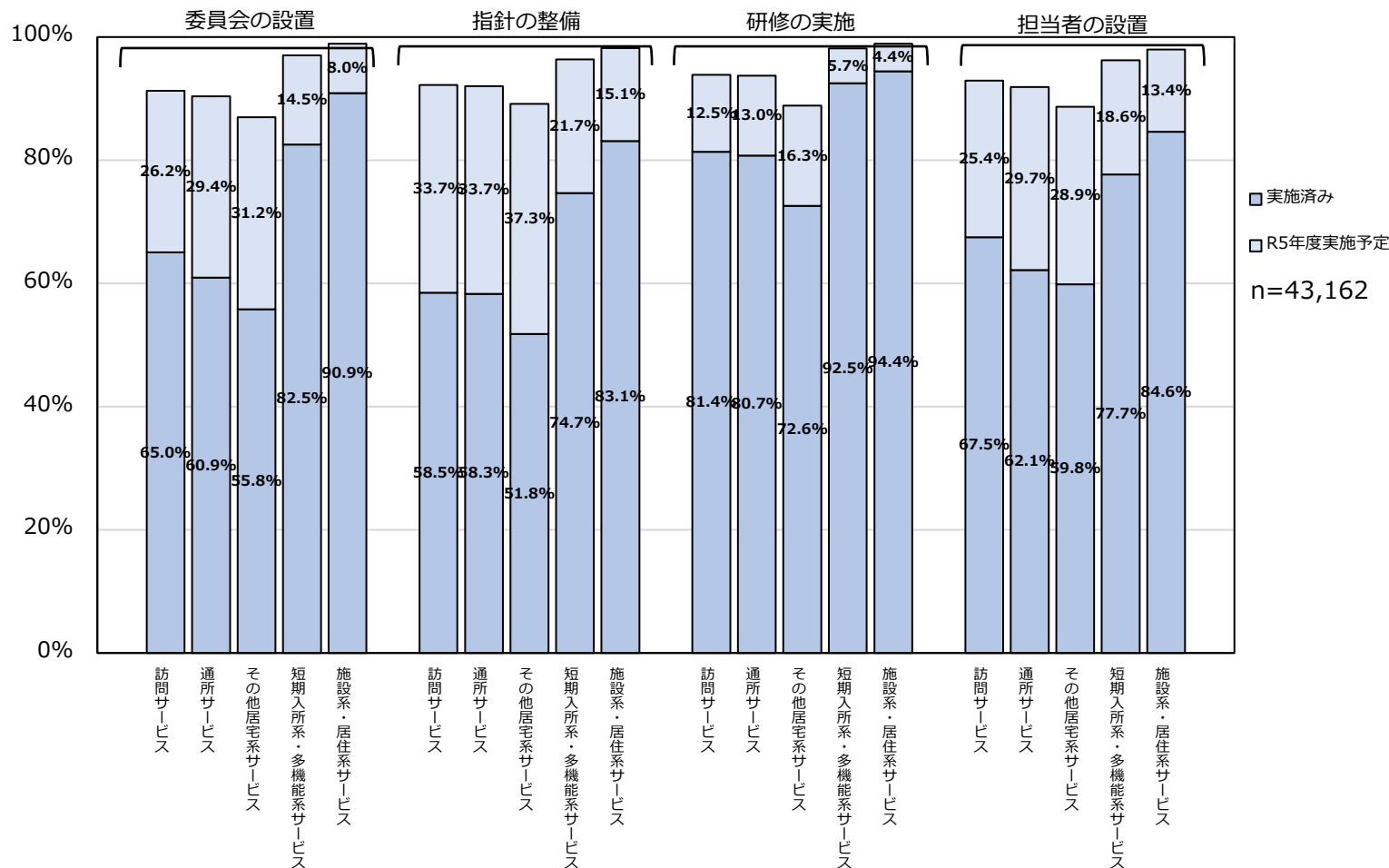
※「その他居宅系サービス」は、居宅介護支援、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を含む。  
「施設系・居住系サービス」は、養護老人ホーム、軽費老人ホームを含む。

※令和5年老人保健増進等事業「介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業」アンケート調査（悉皆）より

# 介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況（令和5年度）

○ 令和5年度に行った調査によると、高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況は、サービス種別によって多少の差はあるものの、いずれの項目も概ね9割前後となっている。

介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止措置に関する体制整備状況（令和5年度）



※「その他居宅系サービス」は、居宅介護支援、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を含む。

「施設系・居住系サービス」は、養護老人ホーム、軽費老人ホームを含む。

※令和5年老人保健増進等事業「介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業」アンケート調査（悉皆）より

## 論点② 身体的拘束等の適正化の推進

### 論点②

- 介護保険法施行時に、施設系サービスを中心に身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録（以下「身体的拘束等の原則禁止や記録」という。）に関する規定を運営基準に設け、平成18年度に身体拘束廃止未実施減算（5単位／日減算）を新設、平成30年度に身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）に関する規定の新設と減算率の見直し（10％／日減算）等を行っている。
- 現行の運営基準上、サービス種別ごとに、身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定の有無と、身体的拘束等の適正化のための措置の規定の有無が異なっているが、令和5年度に行った調査によると、身体的拘束等の適正化のための措置の取組は、施設系・居住系サービスや短期入所・多機能系サービスを中心に、全てのサービス種別で一定程度進んでいる。
- サービス種別にかかわらず、適切な手続を経ていない身体的拘束等を含む不正が一定数発生している状況を踏まえ、身体的拘束等の適正化を更に推進する観点から、どのような対応が考えられるか。

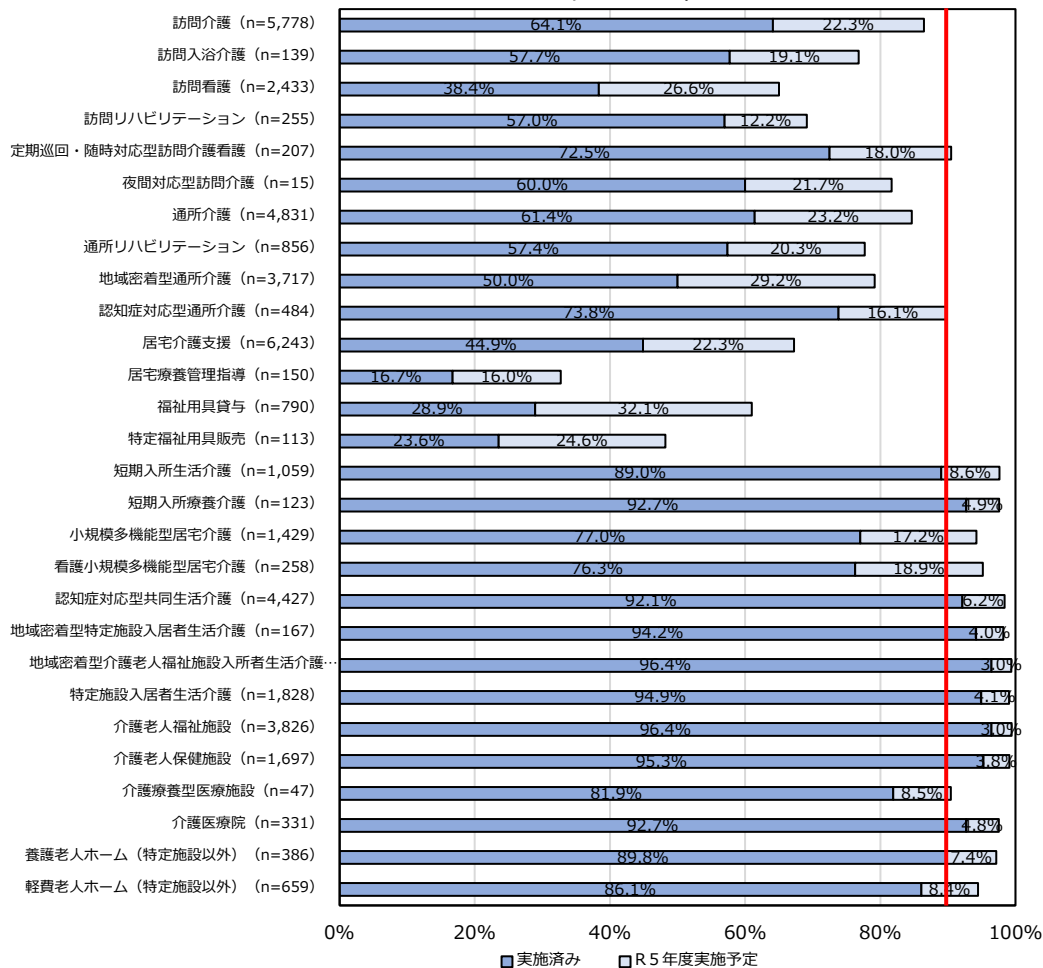
### 対応案

- 身体的拘束等の適正化を更に推進する観点から、既に身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定があるサービス種別（短期入所・多機能系サービス）について、1年間の経過措置を設けた上で身体的拘束等の適正化のための措置を義務づけることとしてはどうか。  
併せて、身体的拘束等を行う場合の記録や、身体的拘束等の適正化のための措置が行われていない場合に、基本報酬を減算することとしてはどうか。
- また、身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定のないサービス種別（訪問・通所系サービス等）について、身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定を運営基準に設けることとしてはどうか。

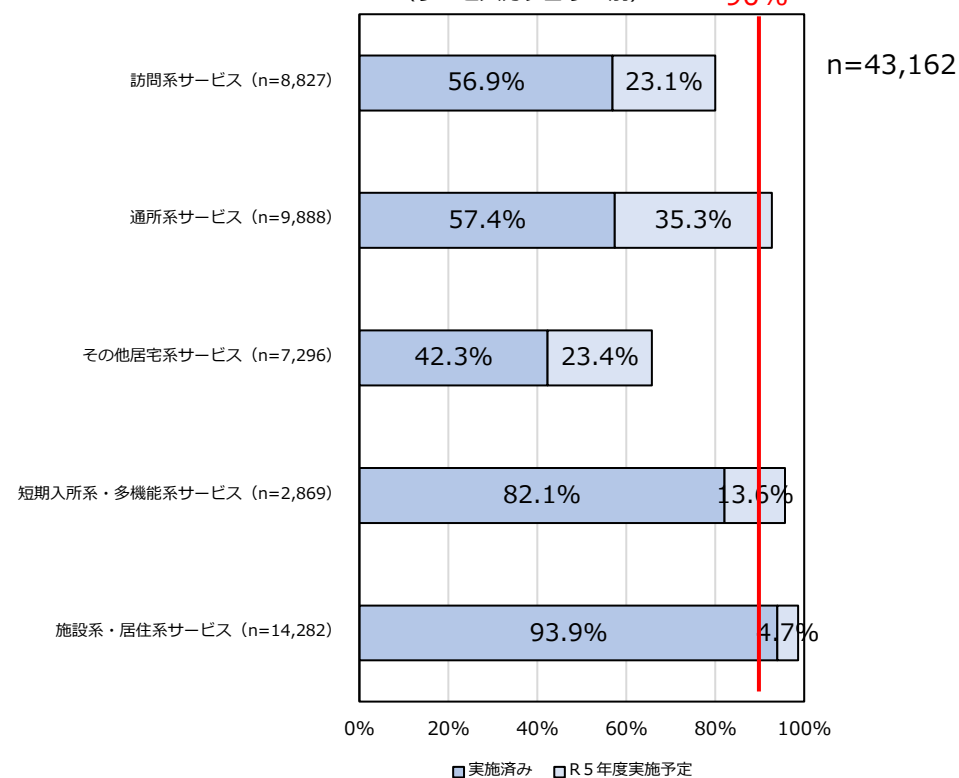
# 介護保険施設・事業所における身体的拘束等の適正化のための措置の実施状況（令和5年度）

○ 令和5年度に行った調査によると、身体的拘束等の適正化のための措置の取組は、施設系・居住系サービスや短期入所系・多機能系サービスを中心に、全てのサービス種別で一定程度進んでいる。

身体的拘束等の適正化のための措置の取組の状況（令和5年度）  
（サービス別） 90%



身体的拘束等の適正化のための措置の取組の状況（令和5年度）  
（サービスカテゴリー別） 90%



※「その他居宅系サービス」は、介護予防支援、居宅介護支援、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を含む。

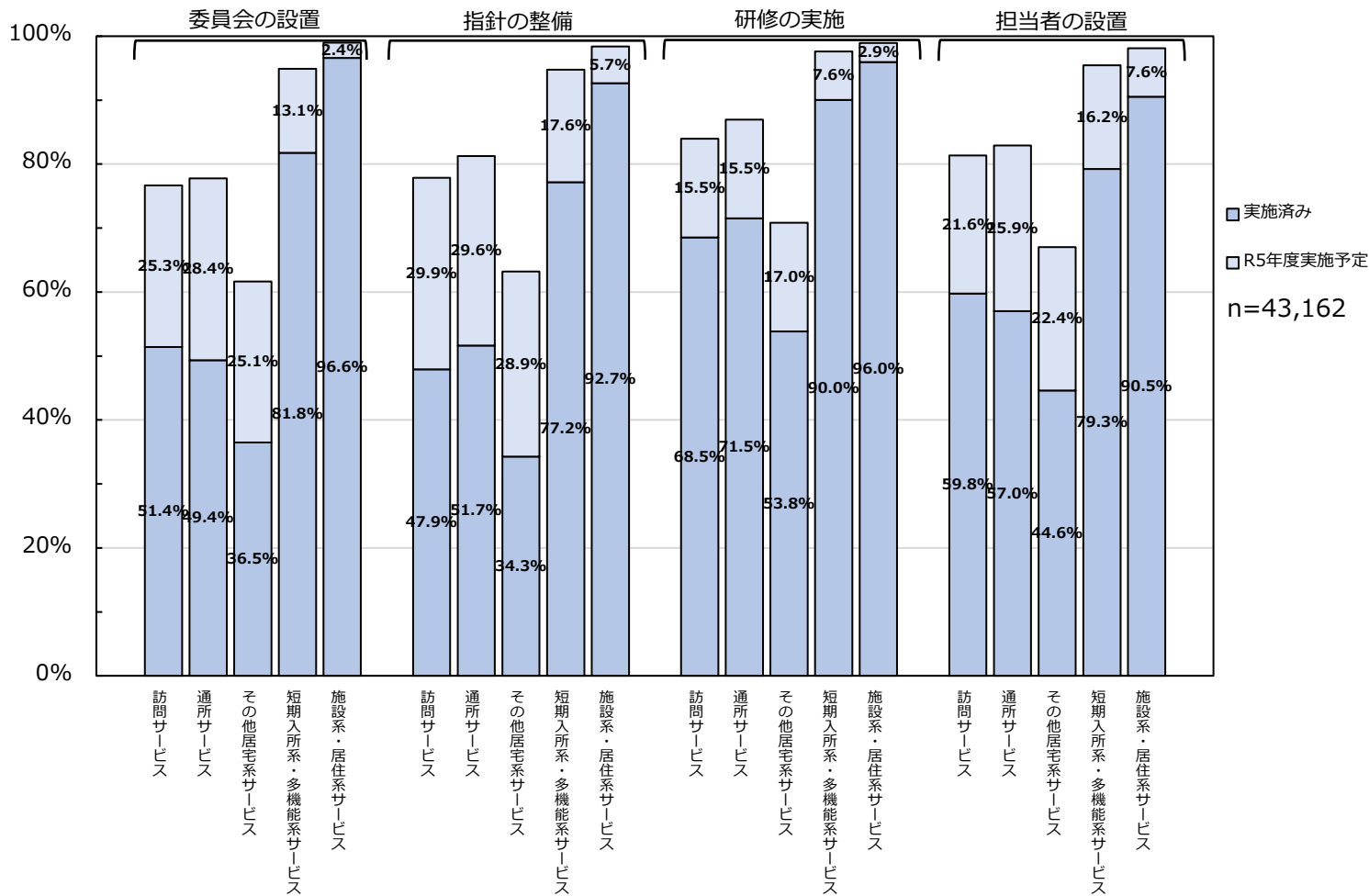
「施設系・居住系サービス」は、養護老人ホーム、軽費老人ホームを含む。

※令和5年老人保健増進等事業「介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業」アンケート調査（悉皆）より

# 介護保険施設・事業所における身体的拘束等の適正化のための措置の実施状況（令和5年度）

○ 令和5年度に行った調査によると、身体的拘束等の適正化のための措置の取組は、施設系・居住系サービスや短期入所系・多機能系サービスを中心に、全てのサービス種別で一定程度進んでいる。

介護保険施設・事業所における身体的拘束等の適正化のための措置の実施状況（令和5年度）



※「その他居宅系サービス」は、介護予防支援、居宅介護支援、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を含む。

「施設系・居住系サービス」は、養護老人ホーム、軽費老人ホームを含む。

※令和5年老人保健増進等事業「介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業」アンケート調査（悉皆）より

# 各サービス種別における身体的拘束等に関する規定の有無

○ サービス種別ごとに身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定と、身体的拘束等の適正化のための措置に関する規定の有無が異なる。

		身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定	
		あり	なし
身体的拘束等の適正化のための措置に関する規定 ・ 身体拘束廃止未実施減算	あり	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	/
	なし	(介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 小規模多機能居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	訪問介護 通所介護 居宅介護支援 介護予防支援 (介護予防) 訪問入浴介護 (介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 居宅療養管理指導 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 福祉用具貸与 (介護予防) 特定福祉用具販売 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護



# 各サービス種別における身体的拘束等に関する運営基準の比較

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）		指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
訪問系サービス、通所系サービス等	短期入所系サービス、多機能系サービス	施設系サービス、居住系サービス
<p>（指定訪問介護の基本取扱方針）</p> <p>第二十二條 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>（指定訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第二十三條 訪問介護員等が行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。</p> <p>二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。</p> <p>四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。</p> <p>※身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定はない。</p> <p>※身体的拘束等の適正化のための措置に関する規定はない。</p>	<p>（指定短期入所生活介護の取扱方針）</p> <p>第二百二十八條 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6（略）</p> <p>※身体的拘束等の適正化のための措置に関する規定はない。</p>	<p>（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）</p> <p>第十一條 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>5 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>7（略）</p>

# 介護保険法に基づく施設・事業所の指定取消等処分の件数（人格尊重義務違反）

○ 介護保険法に基づく施設・事業所において、適正な手続きを経ていない身体的拘束等を含む不正によって、人格尊重義務違反により指定取消等の処分に至っている施設・事業所が一定数ある。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	14	12	15
処分	取消(4) 一部停止(10)	取消(3) 一部停止(9)	取消(1) 全部停止(3) 一部停止(11)
種別	訪問介護(3) 居宅介護支援(2) 通所介護(1) 通所リハ(1) 介護予防通所リハ(1) 訪問看護(1) 介護予防訪問看護(1) 認知症対応型共同生活介護(2) 介護老人福祉施設(2)	訪問介護(3) 居宅介護支援(1) 短期入所生活介護(1) 認知症対応型共同生活介護(4) 介護老人福祉施設(2) 地域密着型介護老人福祉施設(1)	訪問介護(2) 短期入所生活介護(2) 介護予防短期入所生活介護(1) 認知症対応型共同生活介護(4) 介護予防認知症対応型共同生活介護(2) 介護老人福祉施設(2) 地域密着型通所介護(1) 小規模多機能型居宅介護(1)
主な不正の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四肢の固定等過剰な身体拘束、利用者の行動制限、ドアに外側からチェーン錠をかけた</li> <li>・転落後3時間放置し救急対応を行わず</li> <li>・お金の搾取</li> <li>・他の入居者の薬を飲ませた 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室外側から施錠、玄関ドアに外鍵、つなぎ服、ミトン、帯紐やズボンの紐でベット冊に結びつける等の身体拘束</li> <li>・入所者の頭を叩く</li> <li>・多額の前払金を受領</li> <li>・主食とおかずを混ぜて食べさせる 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室外側から施錠、冊で囲む、つなぎ服、ミトン、抑制ベルト等の身体拘束</li> <li>・サービスを提供せず、遺体を遺棄</li> <li>・飲食物に下剤を混入させ、下痢症状を発症させた</li> <li>・身体に落書きをした</li> <li>・利用者を床に寝かせ、胸をつかみ、裸の写真を撮り、職員間で共有した 等</li> </ul>

1. これまでの分科会における主なご意見

2. 論点及び対応案



3. 参考資料

# 高齢者虐待の防止、高齢者に対する支援等に関する法律の概要

(平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

社会保障審議会  
介護給付費分科会 (第224回)

資料5

令和5年9月15日

## 目的(法第1条)

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義(法第2条)

- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。(平成24年10月～65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)
- 「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 高齢者虐待の類型は①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

## 国・地方公共団体の責務等(法第3条)

- ①関係機関の連携強化等、体制の整備、②専門的な人材の確保・資質の向上、③通報義務・救済制度等の広報・啓発

## 虐待防止等

養護者による高齢者虐待(法第6～19条)	養介護施設従事者等による高齢者虐待(法第20～25条)
[市町村の責務] 相談等、居室確保、養護者の支援 [都道府県の責務] 市町村の措置への援助・助言	[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施
<p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 通報 → 市町村</p> <p>①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、面会制限) ③成年後見人の市町村長申立</p>	<p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県</p> <p>①事実確認※1 ②権限の適切な行使※2</p> <p>①権限の適切な行使※2 ②措置等の公表</p> <p>※1 高齢者虐待防止法24条を受け、老人福祉法又は介護保険法の立入検査等に基づく事実確認 ※2 老人福祉法・介護保険法に基づく報告徴収・立入検査・勧告・公表・措置命令等</p>

## 調査研究(法第26条)

国は高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法・高齢者の適切な養護の方法などについて調査・研究を実施。

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進。

## 対象事業

■事業主体：都道府県 ■補助率：1/2  
■補助対象経費：高齢者権利擁護等推進事業の実施に必要な賃金、報償費、報酬、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

### 1. 【未然防止】のための支援

#### ①地域住民向けのシンポジウム等の開催（2017年～）

高齢者虐待防止法の普及促進、介護保険の適切な利用推進などを目的としたシンポジウム等の開催

#### ②地域住民向けリーフレット等の作成（2017年～）

- ・高齢者虐待防止法の通報・窓口の周知徹底、適切な利用などを推進するためのリーフレット等の作成
- ・民生委員、自治会・町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関等との協力連携を図るため、高齢者虐待が発生した場合の地域連携体制の構築のためのマニュアルを作成

#### ③養護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣（アウトリーチ）（2019年～）

養護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等と連携の下、必要時専門職を派遣し、介護負担・ストレスの軽減に向けた精神的・医療的な支援や、関係機関・団体へのつなぎ等を実施

### 2. 【早期発見、迅速且つ適切な対応（悪化防止）】のための支援

#### ①身体拘束ゼロ作戦推進会議（2007年～）

身体拘束廃止に向けた関係機関との連絡調整・相談機能の強化を図るための会議

#### ②権利擁護推進員養成研修（2007年～）

- ・施設長など介護施設内において指導的立場にある者を対象に、職員のストレス対策や利用者の権利擁護の視点に立った実践的介護手法の修得等に関する研修
- ・介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修

#### ③看護職員研修（2007年～）

介護施設等の看護指導者・実務者を対象に、利用者の権利擁護等を推進するための研修プログラムの作成方法の習得や高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術の修得等に関する研修

#### ④市町村職員等の対応力強化研修（2017年～）

市町村職員等を対象にした管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修

#### ⑤権利擁護相談窓口の設置（2007年～）

困難事例への対応に対する市町村等の助言・支援、養護者からの相談を受け適切な関係機関へのつなぎ支援、成年後見制度の手続きに対する高齢者等に対する相談等を行うため、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した権利擁護相談窓口の設置

#### ⑥ネットワーク構築等支援（2017年～）

高齢者虐待防止に関するネットワークが未整備の市町村に対するアドバイザー派遣や措置に伴うシェルター等居室確保等に係る広域調整等

### 3. 【再発防止】のための支援

#### 虐待対応実務者会議等の設置（2020年～）

- ・虐待対応実務者会議～都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析や連絡・対応体制の構築などのため、連携強化を図る
- ・虐待の再発防止・未然防止策検証会議～死亡等重篤事案の虐待が発生した事案の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証を行い、虐待防止に関する調査計画策定（再発・未然防止策等）の検討を行うために、専門職等のアドバイザーの派遣等の実施
- ・市町村等の指導等体制強化～介護施設等における虐待防止検討委員会の運営、指針の整備、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣

# 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」 (高齢者虐待対応国マニュアル)

社会保障審議会  
介護給付費分科会（第224回）

資料 5

令和 5 年 9 月 15 日

## 概要

- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（高齢者虐待対応国マニュアル）は、国が、都道府県や市町村等に対し、高齢者虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に、技術的助言として作成。
- 各市町村及び都道府県において、最低限必要となる業務を挙げるとともに、業務を行うに当たっての留意点を整理し、都道府県・市町村・委託型地域包括支援センター等への配布や、厚生労働省ホームページに掲載することにより、周知を図っている。
- 令和3年の基準省令改正\*1や個人情報保護法\*2の改正等に伴い、令和5年3月に改訂を行った（前回改訂は平成30年3月）。

\*1 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号）

\*2 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）

## 主な内容

### ● 高齢者虐待防止の基本

- 高齢者虐待の捉え方
  - ・高齢者虐待の類型～身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待
  - ・身体的拘束等に対する考え方
- 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点
- 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務（国・都道府県・市町村の役割、国民の責務等）
- 高齢者虐待対応と個人情報保護法の対応
- 高齢者の居住実態と住所地が異なる場合の対応

### ● 養護者\*による虐待への対応

\*高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの

- 組織体制
- 養護者による虐待への対応（相談・通報・届出への対応～終結段階）
- 養護者への支援
- 財産上の不当取引による被害の防止

### ● 養介護施設従事者等\*による虐待への対応

\*老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員

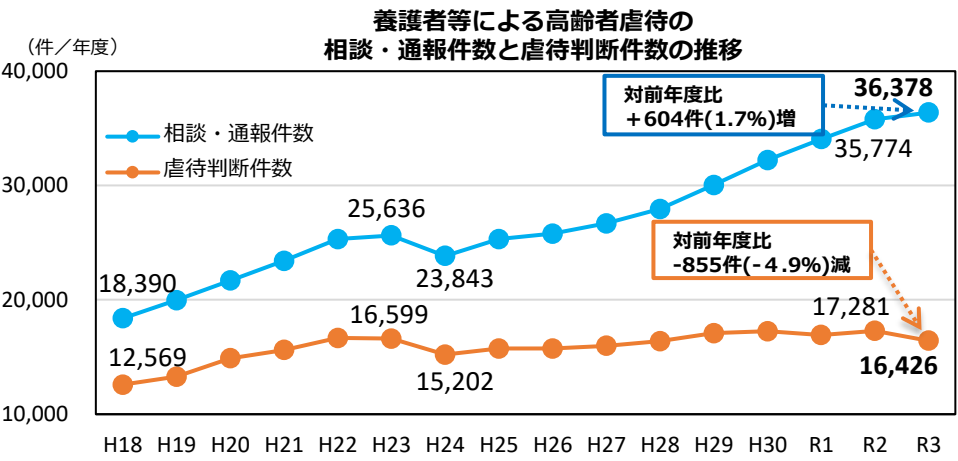
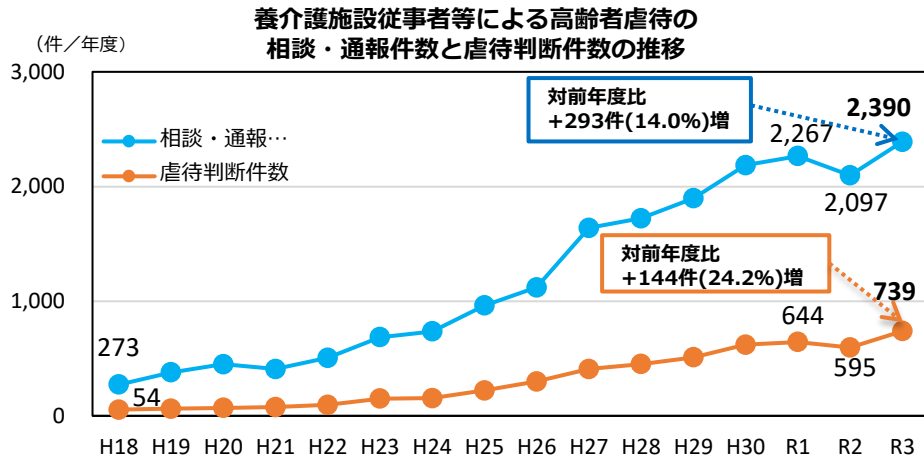
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に向けた連携・協働体制の整備市町村による相談・通報・届出への対応
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応（相談・通報・届出への対応～終結段階）
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表

# 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和3年度）

社会保障審議会  
介護給付費分科会（第224回）  
令和5年9月15日

資料5

○ 高齢者虐待の相談・通報、虐待判断件数は高止まりしている。



	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
被虐待者	男性390人(28.6%) 女性974人(71.3%) 不明2人(0.1%)	男性4,097人(24.4%) 女性12,713人(75.6%) 不明0名(0.0%)
虐待者	男性 52.2% 女性 45.2% ※介護従事者男性割合 18.8%	息子 38.9% 夫 22.8% 娘19.0%
相談・通報者	当該施設職員が29.8%で最多。次いで当該施設管理者等が16.3%。	警察が32.7%で最多。次いで介護支援専門員が24.9%。
相談・通報受理からの期間(中央値)	事実確認開始まで4.5日 虐待判断まで35日	事実確認開始まで0日(即日) 虐待判断まで2日
主な発生要因	教育・知識・介護技術等に関する問題 56.2% 職員のストレスや感情コントロールの問題 22.9%	被虐待者の認知症の症状 55.0% 虐待者の介護疲れ・介護ストレス 52.4% 虐待者の精神状態が安定していない 48.7%
虐待種別(複数回答)	身体的虐待 51.5%(身体拘束有 24.3%)、心理的虐待 38.1% 介護等放棄 23.9%、経済的虐待 4.0%、性的虐待 3.5%	身体的虐待 67.3%、心理的虐待 39.5%、介護等放棄 19.2% 経済的虐待 14.3%、性的虐待0.5%
その他	《虐待等による死亡事例》 1件 2人(対前年度比 2件 1人減)	《虐待等による死亡事例》 37件 37人(対前年度比 12件 12人増)

# 養介護施設従事者等による虐待と虐待類型の関係

社会保障審議会  
介護給付費分科会（第224回）

資料5

令和5年9月15日

○ 養介護施設従事者等による虐待は、サービス種別にかかわらず、一定数発生している。

## 養介護施設従事者による虐待のあった施設・事業所のサービス種別（令和3年度）

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設・介護医療院	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	住宅型		小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
						住宅型	介護付き									
件数	228	39	5	100	218	107	111	18	6	9	29	23	27	8	29	739
割合(%)	30.9	5.3	0.7	13.5	29.5	(14.5)	(15.0)	2.4	0.8	1.2	3.9	3.1	3.7	1.1	3.9	100.0

出典：厚生労働省老健局 令和4年度「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業」より作成

## （参考）介護保険サービス、高齢者向け施設・住まいの利用者数

利用者数 (千人)	568.0	355.9	50.5	213.0	590.3	328.5	261.3	103.5	95.3	62.0	312.4	1068.2	1123.3	2858.7
--------------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	--------	--------	--------

※介護保険サービスは、厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧：調査)」(令和4年4月審査分)における受給者数を利用者数としている(介護予防は含まない)。短期入所施設は、短期入所生活介護、短期療養介護を含む。

※有料老人ホームは、定員数を利用者数としており、厚生労働省老健局の調査結果(R3 6/30時点)による。

※養護老人ホーム、軽費老人ホームの利用者数は、「社会福祉施設等調査(R3 10/1時点)」による。



# 運営基準改正における虐待防止規定の創設

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）

○ 運営基準改正にて、全ての介護サービス事業者を対象に研修等の実施を義務付けた。

## 主旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

## 改正の内容

### 1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

### 2 運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

### 3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

## 施行期日等

施行日：令和3年4月1日（施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける）

# 身体的拘束等の適正化の推進（平成30年度介護報酬改定）

社会保障審議会  
介護給付費分科会（第224回）

資料 5

令和5年9月15日

- 身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけるとともに、義務違反の施設の基本報酬を減額する。

## 各種の施設系サービス、居住系サービス

- 身体拘束廃止未実施減算について、平成30年度介護報酬改定において、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催等を義務づけ、その未実施の場合の減算率の見直しを行った。

身体拘束廃止未実施減算      <改定前>      <改定後(現行)> (※居住系サービスは「新設」)  
5単位/日減算      10%/日減算

### 【見直し後の基準(追加する基準は下線部)】

身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
3. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
4. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護における上記の委員会については、運営推進会議を活用することができる。

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

### 第11条 第4項

指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

# 身体拘束ゼロへの取組み

## 国

- 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催（平成12年6月、平成13年3月・12月）
- 「身体拘束ゼロへの手引き」の作成・普及（平成13年度）

## 都道府県

- 身体拘束ゼロ作戦推進協議会の開催（平成13年度～）※1
- 身体拘束相談窓口の設置（平成13年度～平成17年度）※2
- 相談員養成研修の実施（平成13年度～平成17年度）※2
- 身体拘束の理解促進のための講習会・説明会の開催（平成14年度～平成17年度）※2
- 権利擁護推進員養成研修・看護職員研修の実施（平成17年度～）※1
- 身体拘束廃止事例等報告検討会の開催（平成18年度～）※1

※1 平成19年度以降は「高齢者権利擁護等推進事業」に移行 ※2 平成18年度以降は介護保険法上の「地域支援事業」に移行

## 市町村

- 身体拘束相談窓口の設置（平成18年度～）※3
- 相談員養成研修の実施（平成18年度～）※3
- 身体拘束の理解促進のための講習会・説明会の開催（平成18年度～）※3

※3 介護保険法上の「地域支援事業」として実施

## 施設

- 介護保険指定基準上、原則身体拘束禁止を規定（平成12年度）
- 介護報酬上、身体拘束廃止未実施減算を新設（平成18年度）
- 身体拘束適正化検討委員会の定期的開催・減算率の見直し等（平成30年度）

# 養介護施設従事者等による身体的拘束等（身体的虐待）の発生状況

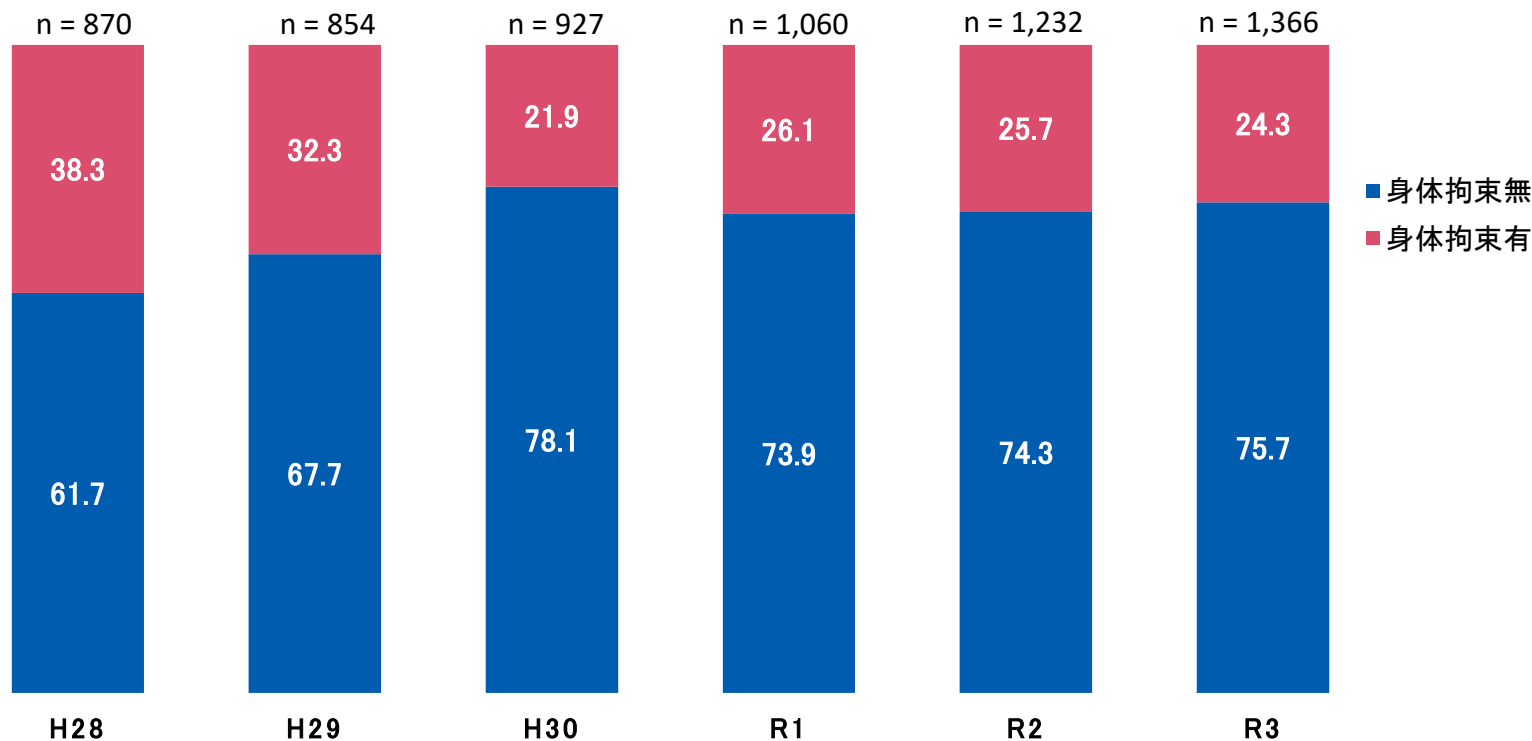
社会保障審議会  
介護給付費分科会（第224回）

資料5

令和5年9月15日

- 「養介護施設従事者等による虐待」を受けている高齢者のうち、2割から3割程度の高齢者が適切な手続きを経していない身体的拘束等を受けている。

被虐待者(養介護施設従事者等による虐待)における  
適切な手続きを経していない身体的拘束を受けていた者と受けていない者の割合(%)



※ 「緊急やむを得ない場合」と認められる3要件(切迫性、非代替性、一時性)を満たさず、適切な手続き(施設全体での判断や高齢者本人・家族への十分な説明、記録の作成等)が行われていない身体的拘束等は、身体的虐待に該当する。

# 「介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止取組推進に向けた調査研究事業」について (令和5年度老人保健健康増進等事業)

- 令和5年度老健事業において、身体拘束廃止・防止の取組推進を目的として、高齢者本人の尊厳を保持を基本に、施設サービスに加え、在宅サービスに対応した適切な手続きや家族への支援等の具体例、身体拘束を要しない介護技術等を調査・検討を実施している

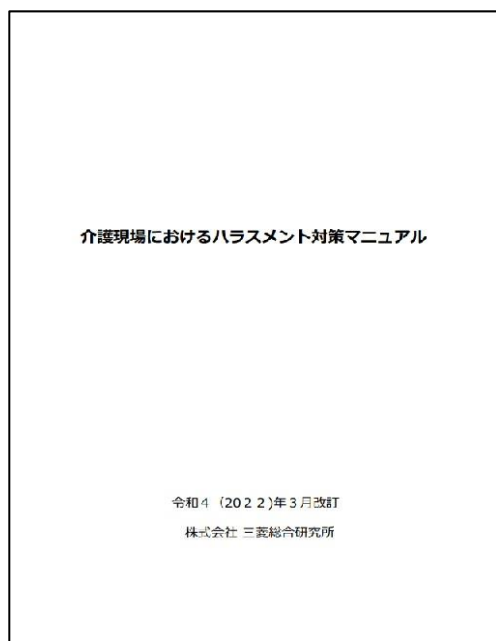
## ■事業内容

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年度）の内容を基本としつつ、在宅サービスに対応した適正な手続きや具体例、身体拘束を要しない介護技術等について調査・検討し、高齢者介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止に関する「手引き」を作成する。

# 介護現場におけるハラスメント対策マニュアル等の作成

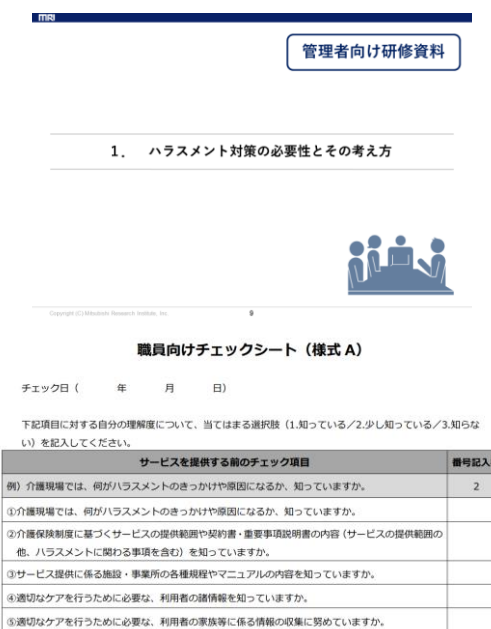
- 介護現場における利用者・家族等による暴力・ハラスメント対策として、ハラスメント対策マニュアル、研修の手引き（管理者向け・職員向け）、職員向け研修動画、事例集等を作成し、厚生労働省のホームページにて公開している。

## ● 介護現場におけるハラスメント対策マニュアル



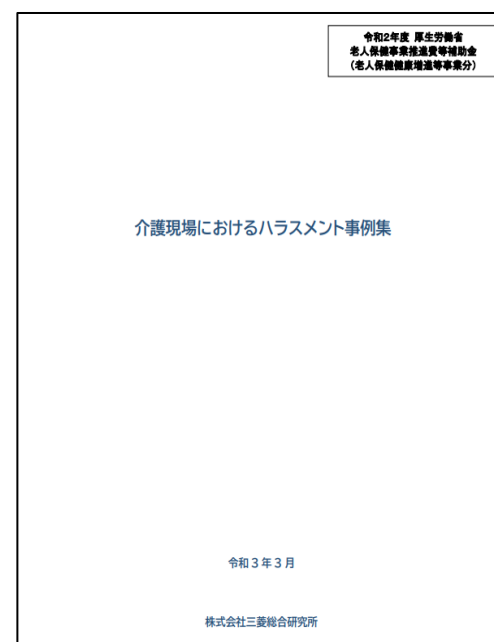
※ 平成30年度老人保健健康増進等事業  
(令和3年度老人保健健康増進等事業で改訂)

## ● 研修手引き（管理者・職員向け）



※ 令和元年度老人保健健康増進等事業  
(令和3年度老人保健健康増進等事業で改訂)

## ● 介護現場におけるハラスメント事例集



※ 令和2年度老人保健健康増進等事業

# 高齢者虐待防止の推進に関連する各種意見

社会保障審議会  
介護給付費分科会（第224回）

資料 5

令和 5 年 9 月 15 日

介護保険制度の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会 令和 4 年 12 月 20 日）

## （高齢者虐待防止の推進）

- 高齢者の住まいの形態が多様化している状況を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等、高齢者が利用する施設等に対して、指針の整備など虐待防止措置を適切に講じてもらうための方策を講じることを含め、虐待防止対策を推進していくことが適当である。
- 高齢者虐待の件数が高止まりしていること等を踏まえ、都道府県・市町村における、相談支援や調査研究等に係る体制整備を促すことを含め、地域における高齢者虐待に係る対応力の一層の強化のための方策を講じることが適当である。また、国においても、虐待における重要なリスクの一つと言われている認知症との関係も含め、虐待防止を推進するための一層の調査研究を推進することが適当である。
- 適切な手続を経ていない身体的虐待に当たる身体拘束が依然として発生している状況を踏まえ、在宅サービスにおける身体拘束の適正化を図るための介護報酬上の取扱いや身体拘束を要しない介護技術の普及を含め、正当な理由がない身体拘束の防止のための方策を検討することが適当である。また、養護、被養護の関係にない者からの虐待事案が発生していることを踏まえ、「養護者」に該当しない者からの虐待防止のための方策を講じることが適当である。
- また、介護サービス事業所・施設の職員や家族などに対する介護の心理的負担の軽減は、高齢者虐待防止の観点からも有益であり、推進していくことが重要である。

## 【論点1】 障害者虐待防止及び身体拘束適正化の徹底について②

障害福祉サービス等報酬改定 検討チーム(第41回)	資料2
令和5年10月30日	

## 検討の方向性

- 障害福祉サービス事業所等における障害者虐待防止の取組を徹底するため、令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、現在の身体拘束廃止未実施減算を参考として、報酬上の対応を検討してはどうか。
- また、身体拘束廃止未実施減算について、施設・居住系サービス（障害者支援施設、療養介護、障害児入所施設、グループホーム、宿泊型自立訓練）については、身体拘束適正化の徹底を図る観点から、介護保険制度の取組を参考とした減算額の見直しを検討してはどうか。
- あわせて、指定基準の解釈通知において、
  - ・虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、
  - ・障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいこと
 と規定することを検討してはどうか。  
 また、国において、虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会における外部の第三者や専門家の活用の好事例の周知を図ることを検討してはどうか。



## 【テーマ5】 認知症

### 主な課題

- (2) 医療機関・介護保険施設等における認知症の人への対応について
  - 介護保険施設等において身体的拘束は原則として禁止されている一方で、医療機関における身体的拘束については、主に急性期において必要な医療を提供し安全を確保するため緊急やむを得ない場面があることを考慮しても、更なる身体的拘束の予防・最小化が行える可能性がある。

### 検討の視点

- (2) 医療機関・介護保険施設等における認知症の人への対応について
  - 医療現場における身体拘束の問題を含め、認知症の人の尊厳を重視した適切な認知症ケア提供をさらに進めていくためには、どのような方策が考えられるか。

令和5年4月19日 令和6年度の同時報酬改定に向けた意見交換会（第2回）資料2抜粋

送迎

1. 送迎に係る現状
2. 論点及び対応案
3. 参考資料



1. 送迎に係る現状

2. 論点及び対応案

3. 参考資料

# 介護保険サービス・障害福祉サービスに係る送迎の現状

## 介護保険サービスに係る送迎の現状

- 通所系サービスにおける送迎については、平成12年の制度創設時においては加算で評価。平成18年改定により基本報酬に組み込まれ、平成27年改定より送迎を実施しない場合は送迎減算が適用されることとなっている（地域密着型通所介護は平成28年の創設時より送迎減算を設けている。）。

## 障害福祉サービスに係る送迎の現状

- 障害福祉サービスにおける、送迎については1回の送迎につき、当該月平均10名以上（定員20名未満の事業所は1回の送迎につき当該月で平均的に定員の100分の50以上）かつ週3回以上の送迎を実施していることを要件に加算で評価されているところ。
- 障害福祉サービス等に係るQ&A（※）において、「送迎の範囲」では、あくまで事業所と居宅間の送迎が原則のため、それ以外の場所への送迎については事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があり、利用者や事業所の都合により特定の場所以外への送迎を行う場合や、居宅までの送迎を行う必要がある利用者について居宅まで送迎を行わない場合には算定対象外となることに留意すること。なお、事業所外で支援を行った場合であっても、事業所外の活動場所から居宅等への送迎も算定対象となるとされているところ。

### 介護保険(通所系)サービスに係る送迎

	サービス
基本報酬に組込	通所介護
	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護
	介護予防認知症対応型通所介護
	通所リハビリテーション
	療養通所介護

### 障害福祉(通所系)サービスに係る送迎

	サービス
加算で評価	生活介護
	自立訓練
	就労移行支援
	就労継続支援A型
	就労継続支援B型

(※) 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日）

# 地域の公共交通の現状を踏まえた検討

## 背景

- 現在、国土交通省より地域の公共交通を取り巻く現状と検討の視点・課題について行われている「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」において、福祉施設等の自家用車を使用した輸送について、交通事業者の活用や他分野における事業者との連携・協働が求められている。

## 国土交通省の提案内容

- ① 一例として、各種施設の送迎サービスを公共交通事業者に委託するなど、サービスの担い手として、公共交通の活用が検討できないか
- ② 各種施設の送迎サービスについて、施設利用者等の居住の実態に応じた運行を可能とすることや、各種施設の車両及びドライバーを空いている時間帯に他の用途に活用することなど、輸送資源を有効活用できないか

## 国土交通省の提案に関する現在の取扱い

(①について)

- ・ 現在、通所介護事業所等における送迎の委託については、令和3年度介護報酬改定に関するQ&Aにおいて可能と示している。
- ・ ただし、送迎時の通所介護事業所等におけるサービス利用者以外の者（他事業所の介護サービス利用者や障害福祉サービス利用者等の他サービスの利用者）との同乗については示されていない。

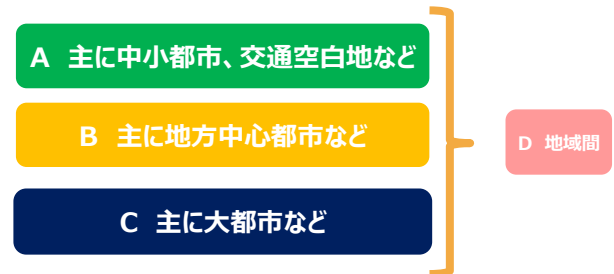
(②について)

- ・ 送迎における「居宅」の範囲に関しては明確には示されていないところ。
- ・ 車両の共有については、解釈通知により可能と示している。なお、ドライバーの活用に関しては特段の定めはない。

# 多様な関係者による共創の方向性

	A 主に中小都市、交通空白地など	B 主に地方中心都市など	C 主に大都市など	D 地域間※
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域にある資源（人材、車両、施設）のマルチタスク化。</li> <li>○ 自家用車による旅客サービス（自家用有償旅客運送）の更なる活用。</li> <li>○ エネルギーの地産地消やエネルギー収益の公共交通への活用等を通じて、地域内経済循環を図る。</li> <li>○ 高齢者が安心して利用できる<b>新たなモビリティの開発</b>を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>交通事業者の連携・協働。</b></li> <li>○ <b>自家用車を使用した輸送（病院、学校、福祉施設等）における交通事業者の活用等、他分野事業者の連携・協働。</b></li> <li>○ 交通結節点の機能強化を含め、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に沿ったまちづくり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間事業者を中心としたサービス提供。</li> <li>○ <b>デジタルの活用を一層推し進め、様々な利用者ニーズに対応し、利便性・快適性に優れたサービス提供を質・量ともに拡充。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域圏の交流・連携や地域生活圏の形成に向け、幹線鉄道をはじめとする<b>広域的な公共交通ネットワークの有効活用</b>を図るため、<b>デジタル・IT技術等も活用</b>し、情報の発信等とともに、<b>交通関係者と他分野の関係者（自治体等）の連携・協働</b>を進める。</li> <li>○ 広域的な公共交通ネットワークの有効性を高めるため、その<b>高機能化・サービス向上</b>を図る。</li> </ul>
共創の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の送迎サービスに係る車両、人材等と地域公共交通との連携・連動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護施設の送迎 ・ 福祉施設の送迎 ・ 病院の送迎</li> <li>・ 学校の送迎 ・ 習い事施設の送迎 ・ スポーツ施設・文化施設の送迎</li> <li>・ 企業事業所の送迎 ・ 自家用有償運送の活用</li> </ul> </li> <li>○ 自動運転の実装加速</li> <li>○ 公共交通の活用による貨客混載の推進</li> <li>○ 免許返納後の移動を支える新たな車両の導入推進</li> <li>○ 公共交通とパーソナルモビリティの有機連携（鉄道×自転車・電動キックボード等）</li> <li>○ 地域の移動の担い手としての地域の各種団体(RMO、農業関係団体等)の活用</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ AIオンデマンド交通、電動キックボード等の新たなモビリティの導入・普及</li> <li>○ ドライバー確保に向けた関連施策の推進</li> <li>○ ドライバーやデジタル人材の確保の推進</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の再エネと公共交通機関の脱炭素化の連携</li> <li>○ MaaS等を通じて得られた移動サービスに係るデータの収集・活用・分析</li> <li>○ 地方自治体における交通政策部局と福祉、教育、農業等の他部局との連携推進</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の再エネ収益の公共交通への活用</li> <li>○ 人流・物流サービスの地域拠点（モビリティ拠点）の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事業者間の共同運営・経営</li> <li>○ 公共交通を軸としたまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ MaaS等を活用したシームレスでストレスレスな移動環境の実現</li> <li>○ オーバーツーリズム対策の推進</li> <li>○ 自転車、電動キックボード等の走行環境の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「転職なき移住」や「生活基盤を移さない通学」の推進</li> <li>○ 高度医療アクセスに係る遠距離通院の支援充実</li> </ul>

※ A、B、C間の連携を図るもの



## 厚生労働省・こども家庭庁の取組を踏まえた論点整理

### 現状

- 介護施設、障害福祉施設、児童福祉施設等（以下、「各種施設」）への**送迎サービスが施設ごと**に提供されている状況もある
- 各種施設等で人材が不足する中で、**送迎業務を負担に感じる介護職員等も存在**
- 地域の移動手段の確保のため、**各種施設のドライバー、車両等を有効活用**することも考えられる

### 考えられる方向性

#### ○ 各種施設の送迎サービスに係る地域公共交通との連携・連動

- ・ 介護施設の送迎
- ・ 障害福祉施設の送迎
- ・ 児童福祉施設の送迎

一例として、各種施設の送迎サービスを公共交通事業者に委託するなど、サービスの担い手として、公共交通の活用が検討できないか

各種施設の送迎サービスについて、施設利用者等の居住の実態に応じた運行を可能とすることや、各種施設の車両及びドライバーを空いている時間帯に他の用途に活用することなど、輸送資源を有効活用できないか

#### ○ 地方自治体における交通政策部局と福祉政策部局との連携推進



1. 送迎に係る現状



2. 論点及び対応案

3. 参考資料

# 論点 送迎における取扱の明確化について（通所系サービス）

## 論点

- 通所系サービスにおける送迎については、平成12年の制度創設時においては加算で評価されており、平成18年改定により基本報酬に組み込まれ、平成27年改定より送迎を実施しない場合は送迎減算が適用されることとなっている（地域密着型通所介護は平成28年の創設時より送迎減算を設けている）。
- 生活実態も多様化している昨今では、送迎の範囲について保険者からの疑義照会も生じている状況。
- また、令和3年度報酬改定においては、令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（※1）において、他事業所従業者が雇用契約を結んで送迎した場合や送迎業務を委託をした場合の取扱いが示されたところ。
- 通所系サービスにおいて、採用に苦労している職種として「介護職員」「看護職員」「生活相談員」に次いで、「送迎車の運転専任職」が多い。（※2）
- 送迎における現状及び送迎の運転専任職の人材不足等に対応する観点から、利用者の居住実態に沿った送迎や、より効率的な送迎が行われるためにどのような対応が考えられるか。

## 対応案

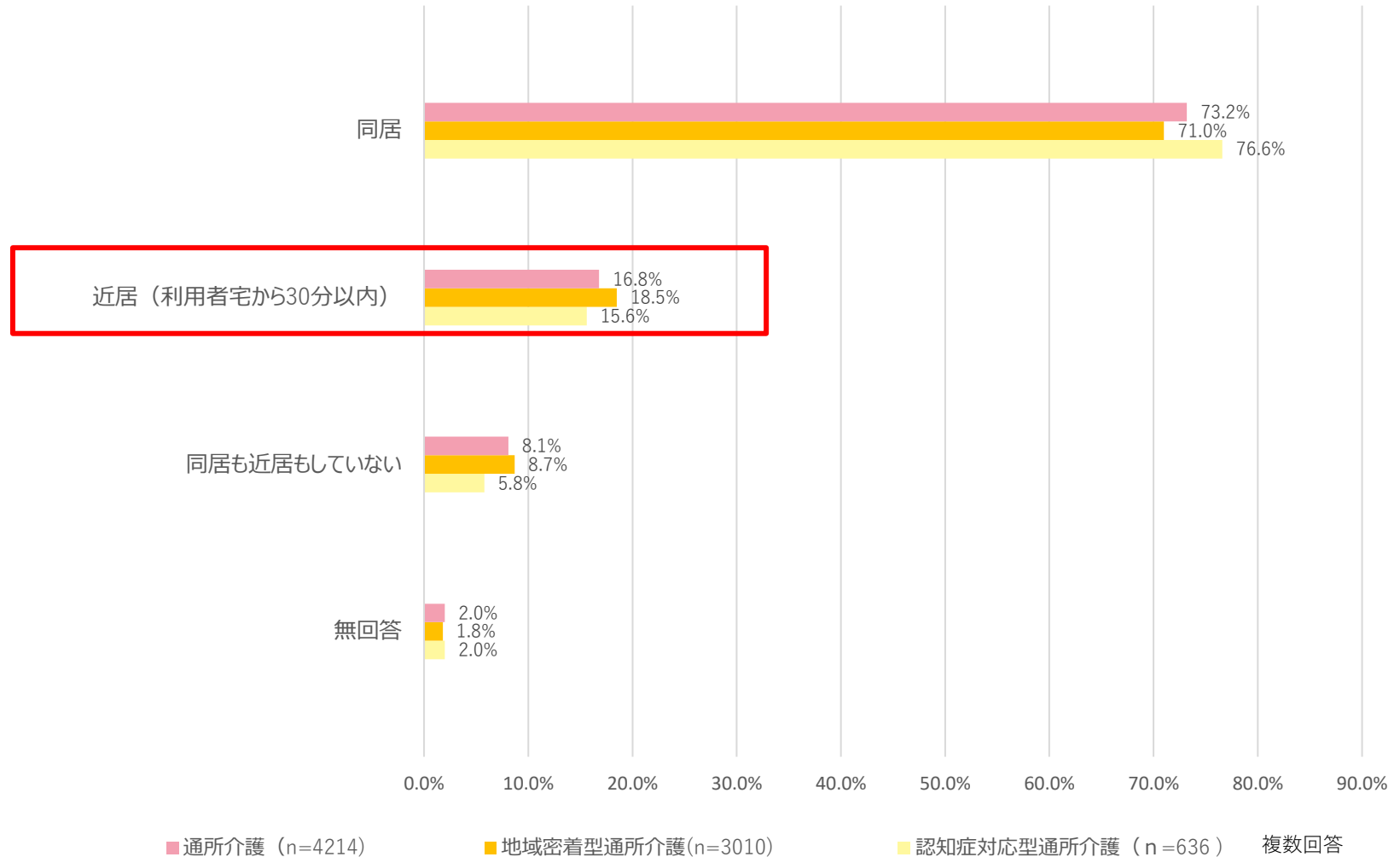
- 送迎における取扱について、以下の点を明確にしてはどうか。
  - ・ 利用者の送迎について、利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とすることを明確化してはどうか。なお、送迎範囲は事業所のサービス提供範囲内とする。
  - ・ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&Aで示された、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合(共同での委託を含む)には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とすることを明確化してはどうか。
  - ・ また、障害福祉サービス事業所が介護事業所と雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を結んだ場合には、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能としてはどうか。なお、この場合の障害福祉サービス事業所とは、同一敷地内事業所や併設・隣接事業所など、利用者の利便性を損なわない範囲内の事業所とする。

（※1）令和3年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.3（令和3年3月26日）

（※2）令和2年度老人健康増進等事業「通所介護における人材活用等の実態把握に関する調査研究事業」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

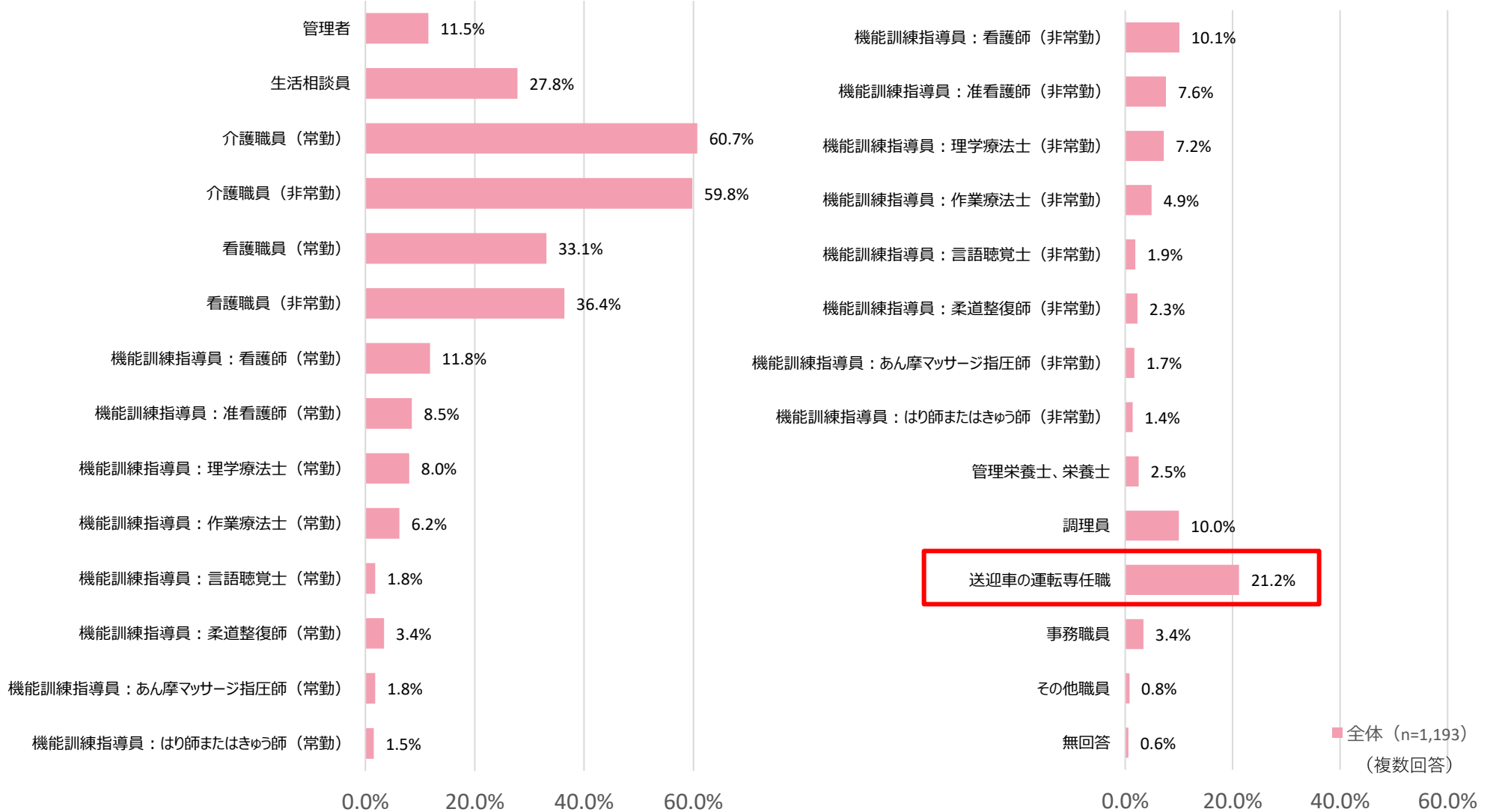
# 主な家族介護者と利用者との居住状況（同居の有無）

○ 通所系サービスにおいて、家族介護者の利用者と利用者が同居している割合は約7割であり、近居（利用者宅から30分以内）が2割近くであった。



# 採用に苦勞している職種

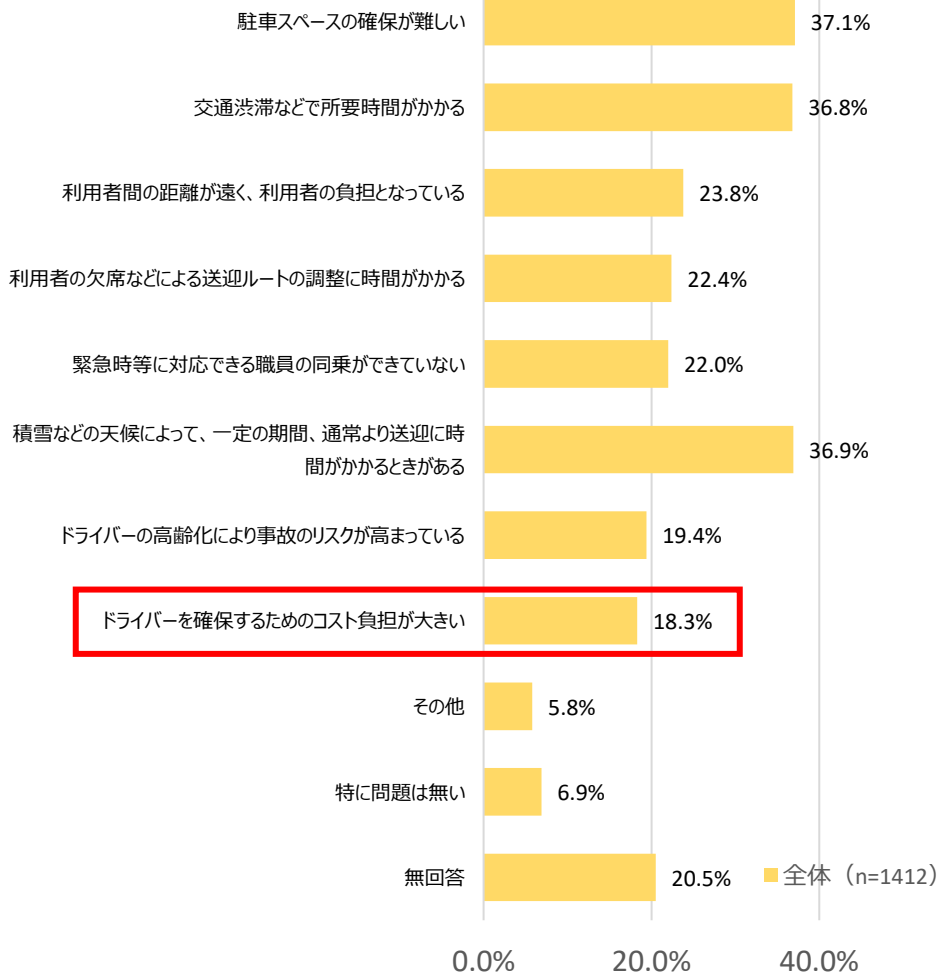
○ 採用に苦勞している職種として、「介護職員」「看護職員」「生活相談員」に次いで、「送迎車の運転専任職」が多い。



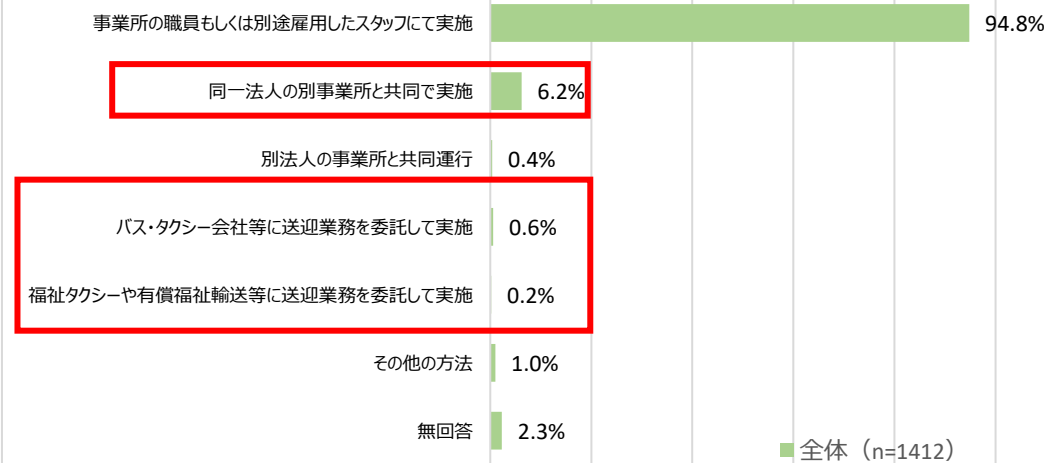
# 送迎に関する課題及び送迎の実施方法

- 送迎に関する課題として、ドライバーを確保する為のコスト負担が大きいと回答した事業所は18.3%であった。
- 送迎の実施方法は、約95%が「事業所の職員もしくは別途雇用したスタッフにて実施」であった。同一法人の別事業所と共同で実施している事業所は6.2%であり、委託して実施していると回答した事業所は1%に満たなかった。
- 送迎時のドライバーは、「事業所の専門職が実施」が91.8%と最も多かった。

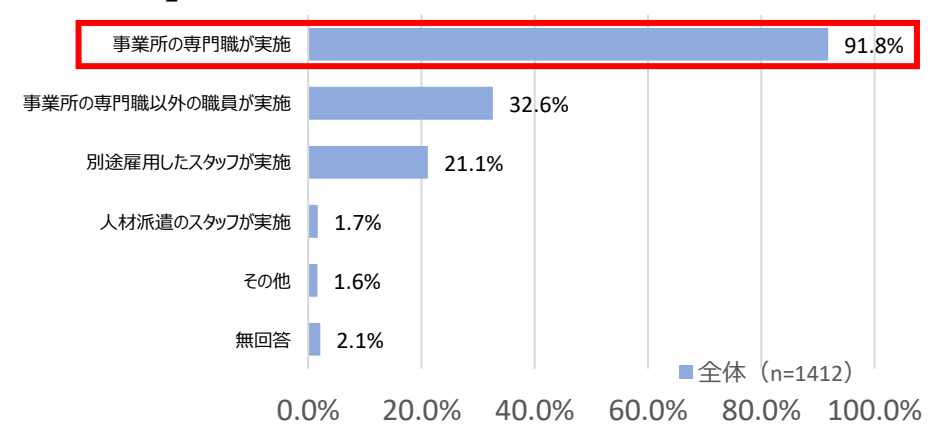
## 【送迎に関する課題】



## 【送迎の実施方法】



## 【ドライバー】

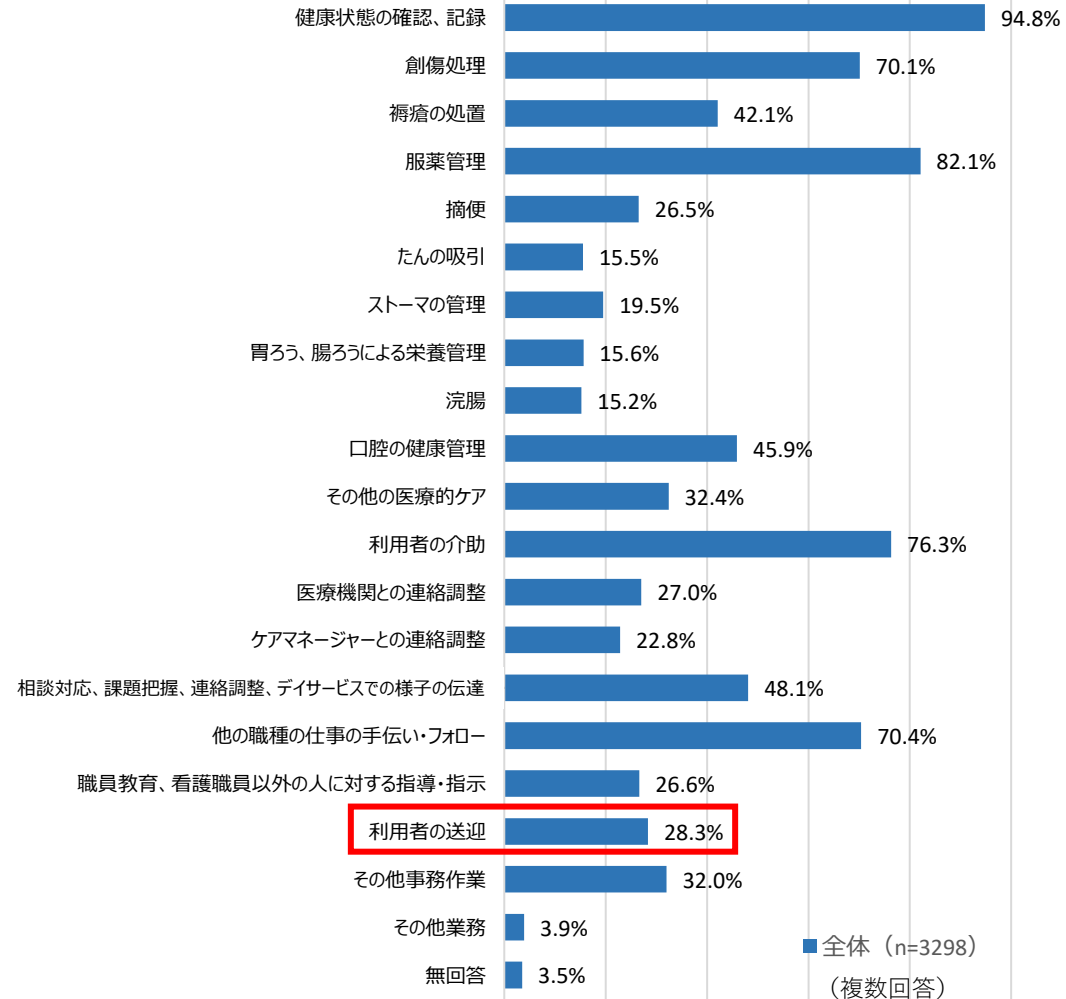
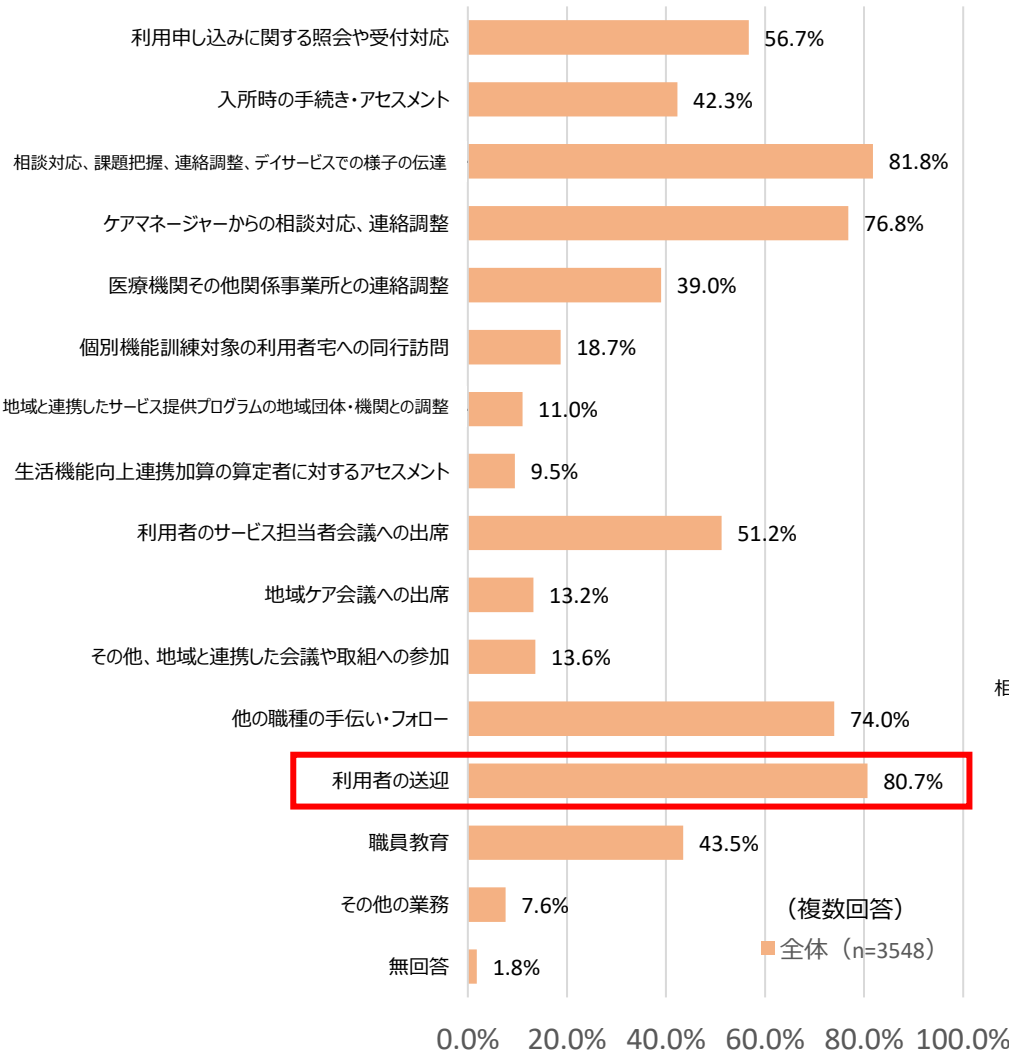


# 生活相談員・看護職員として行った業務

○ 生活相談員として行った業務の中で「利用者の送迎」は80.7%であった。また、看護職員として行った業務においても「利用者の送迎」が28.3%であった。

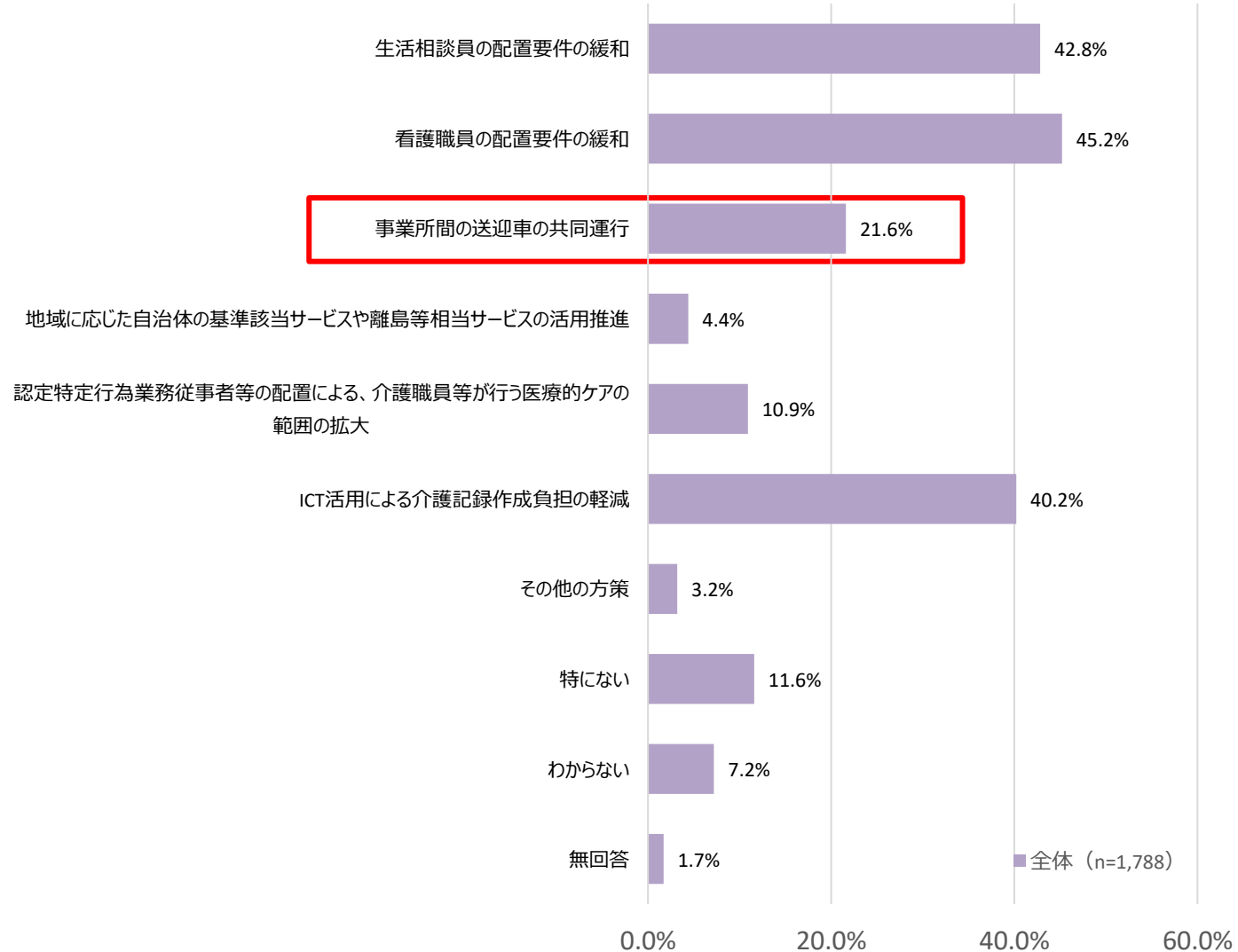
## 【生活相談員】

## 【看護職員】



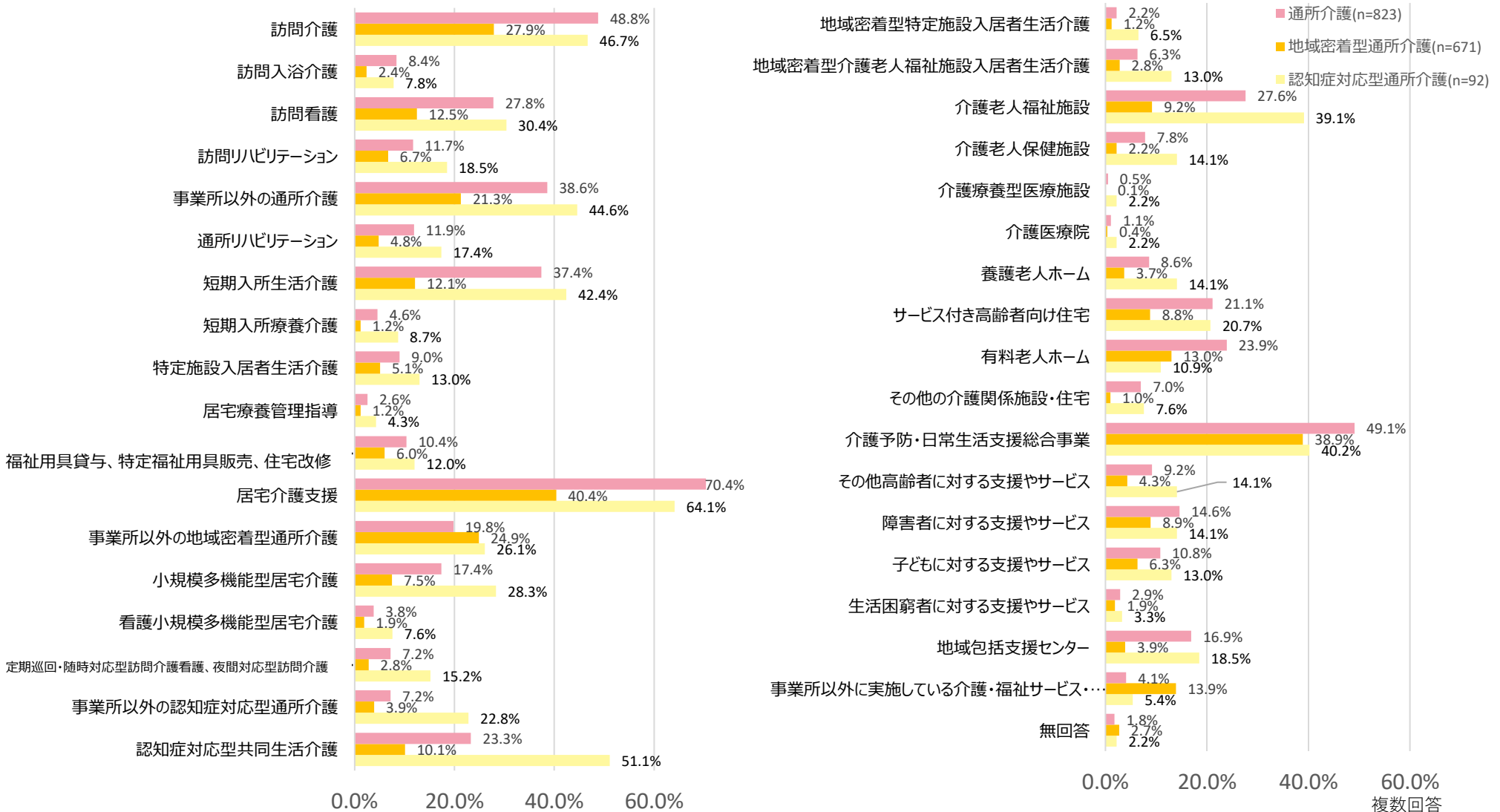
# 人材の効率的・効果的な活用の促進について

○ 通所系サービスにおいて人材の効率的効果的な活用を促進するために、有効と思われるものとして「事業所間の送迎車の共同運行」と回答した事業所は21.6%であった。



# 同一法人や法人グループで実施しているサービス

○ 介護事業所と同一法人や法人グループで実施している介護以外のサービスにおいて、「障害者に対する支援やサービス」が通所介護で14.6%、地域密着型通所介護で8.9%、認知症対応型通所介護で14.1%であった。





1. 送迎に係る現状

2. 論点及び対応案



3. 参考資料

# 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護 送迎加算・送迎減算の変遷

- 通所介護等における送迎については、平成12年の制度創設時（～平成17年）においては加算で評価されていた。
- 平成18年改定により基本報酬に組み込まれ、平成27年改定より送迎を実施しない場合は送迎減算が適用されることとなった。

	算定要件（片道につき）	単位数
12年	○ 利用者の居宅と事業所間の送迎を行う場合に、算定。	44単位
15年	（上記と同要件） ○ 原則として、送迎車により利用者の居宅まで送り迎えする場合について算定。 ※ ただし、道路が狭隘で居宅まで送迎車が入ることができない場合など、地理的要因等から妥当と考えられ、かつ、利用者それぞれに送り迎え方法を予め定めるなどの適切な方法で行うものについては、算定対象。 ○ 通所介護計画上送迎の提供が位置付けられていたが、利用者側の事情により送迎を実施しなかった場合は、加算を算定できない。	47単位
18年～26年	（基本報酬に包括化） ※ 包括化に伴い、指定基準等での送迎にかかる規定等の追加や送迎を行わなかった場合の減算は行っていない。 （指定基準における基本方針上、通所介護においては「必要な日常生活上の世話及び機能訓練」を実施することとしており、利用者の状態に応じて、送迎が「必要な日常生活上の世話」に該当する場合は行うべきと整理されていたのではないか。）	—
27年～	○ 利用者の居宅と事業所間の送迎を行わない場合に、算定。 ※ 利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合に、算定。 （計画上送迎が位置付けられており、利用者宅に迎えに行ったが、利用者等の都合により結果的に家族等が事業所まで送迎を行った場合は、減算の対象となる。） ※ 徒歩での送迎は、減算の対象とはならない。 ※ 同一建物減算の対象となっている場合は、減算の対象とはならない。	▲47単位

12年～15年	18年～26年	27年～
送迎加算（47単位）	基本報酬	送迎減算（▲47単位）

※ 地域密着型通所介護については、制度開始（28年度）より送迎減算を設けている。

## 参考：関連規定（送迎時における居宅内介助）（27年～）

次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、送迎時に実施した居宅内での介助等に要する時間を、通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。

- ・居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けた上で実施する場合
- ・送迎時に居宅内介助を行う者が、介護福祉士等である場合

# 通所系サービスに関する送迎のQ&A

	質問	回答	文書名
送迎減算 (通院時乗降介助)	訪問介護員等による送迎で通所サービスを利用する場合、介護報酬はどのよう算定すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>送迎については、通所サービスの介護報酬において評価しており、利用者の心身の状況により通所サービスの事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、訪問介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定することはできない。</li> <li>ただし、利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して通所サービスの事業所へ行く場合や、通所サービスの事業所から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等、一定の条件の下に、令和3年度から訪問介護費を算定することができることとする。</li> <li>なお、訪問介護員等により送迎が行われる場合、当該利用者が利用している通所サービスの事業所の従業者が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していないため、送迎減算が適用されることに留意すること。</li> </ul>	介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」
送迎減算	A事業所の利用者について、B事業所の従業者が当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎を行った場合、送迎減算は適用されるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>送迎減算は、送迎を行う利用者が利用している事業所の従業者（問中の事例であれば、A事業所の従業者）が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していない場合に適用されるものであることから、適用される。</li> <li>ただし、B事業所の従業者がA事業所と雇用契約を締結している場合は、A事業所の従業者（かつB事業所の従業者）が送迎を実施しているものと解されるため、この限りではない。</li> </ul>	介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」
送迎減算 (委託)	A事業所の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎減算は適用されるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定通所介護等事業者は、指定通所介護等事業所ごとに、当該指定通所介護等事業所の従業者によって指定通所介護等を提供しなければならないこととされている。</li> <li>ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないことから、各通所介護等事業所の状況に応じ、送迎に係る業務について第三者へ委託等を行うことも可能である。</li> <li>なお、問中の事例について、送迎に係る業務が委託され、受託した事業者により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は、送迎減算は適用されない。</li> </ul>	介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日)」
送迎 (発着地)	送迎サービスについて、幼稚園の通園バスのようないわゆる「バスタップ方式」であっても差し支えないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅まで迎えに行くことが原則である。</li> <li>ただし、道路が狭路で居宅まで送迎車が入ることができない場合など、地理的要因等から妥当と考えられ、かつ、利用者それぞれに出迎え方法を予め定めるなどの適切な方法で行う必要がある。</li> </ul>	介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A (平成12年3月31日)
送迎時における居宅内介助等の評価	送迎時における居宅内介助等については、複数送迎する場合は、車内に利用者を待たせることになるので、個別に送迎する場合のみが認められるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別に送迎する場合のみに限定するものではないが、居宅内介助に要する時間をサービスの提供時間に含めることを認めるものであることから、他の利用者を送迎時に車内に待たせて行うことは認められない。</li> </ul>	介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (平成27年4月1日)」